

第 47 回

阿賀町入札監視委員会審議概要

開催日及び時間	令和4年10月18日(火)	午後1時30分～午後3時30分
開催場所	阿賀町役場 3階 小会議室	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事 工事発注実績等の報告について 抽出案件等の審議について その他 	
委 員 (委員数 3 名) (出席数 3 名)	委員長 沢 田 克 己 委 員 二 岸 直 子 委 員 齋 藤 修 平	
事 務 局	副町長 明 間 聡 総務課長 野 村 秀 樹 行政係 係長 長谷川 豊 行政係 主任 山 崎 敦	
審査対象期間	令和4年4月1日	～ 令和4年8月31日
抽 出 案 件	7 件	
制限付 一般競争入札	5件	① 綱木水道施設第9次(舗装復旧)工事 (落札率 99.71%) ② 町道平堀下広沢線道路改良工事 (落札率 94.67%) ③ 三川小・中学校トイレ改修工事 (落札率 98.76%) ④ 阿賀津川中学校トイレ改修工事 (落札率 96.56%) ⑤ 町道黒谷線道路改良第6期工事 (落札率 96.48%)
指名競争入札	0件	
随意契約	2件	⑥ テレビサービス放送用電波変換装置更新工事 (落札率 92.64%) ⑦ 町道蟬ヶ平線舗装打換工事 (落札率 100.00%)
委員会からの 質疑、回答等	別紙のとおり	
委員会からの意 見、具申内容等	別紙のとおり	
そ の 他		

意見・質問等	回答等																
<p>1. 開 会</p> <p>2. あいさつ 副町長 公共工事の入札及び契約の適正化の推進に関する法律に基づき、第三者の視点から阿賀町の入札契約制度が適正に運用されているか、入札契約制度の透明性、競争性、公平性の向上と適正化に向け、ご意見、ご助言をよろしくお願いします。</p> <p>委員長 入札監視委員会は第47回を数えます。阿賀町の落札率を拝見しますと高いものが多いと感じます。 他の自治体では最低制限価格の制度の見直し等をしてはいますが、どんなに制度の見直しをしても1人でも不心得者がいると、その自治体全体の信用が地に落ちてしまいます。そのようなことがないように、ちゃんと監視していきたいと考えております。よろしくお願いします。</p> <p>3. 議 事</p> <p>(1) 工事発注実績等の報告について</p> <p>(2) 抽出事案の審議について</p>	<p>事務局より資料に基づき説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 今年度下期の契約件数(130万以上) <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>制限付一般競争入札</td> <td style="text-align: right;">40件</td> </tr> <tr> <td>指名競争入札</td> <td style="text-align: right;">0件</td> </tr> <tr> <td>随意契約</td> <td style="text-align: right;">8件</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">48件</td> </tr> </table> ・ 平均落札率 <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>制限付一般競争入札</td> <td style="text-align: right;">96.27%</td> </tr> <tr> <td>指名競争入札</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>随意契約</td> <td style="text-align: right;">96.23%</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td style="text-align: right;">96.26%</td> </tr> </table> ・ 苦情処理状況、事案なし ・ 指名停止措置状況、事案なし ・ 談合情報対応状況、事案なし <p>事案の抽出委員より、抽出理由を説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 制限付一般競争入札 一覧の中から落札率が高い案件。そして、予定価格が高い案件を抽出しました。 ・ 随意契約 8件の中から、1番契約金額の大きい案件と落札率が100%である案件の2件を抽出しました。 	制限付一般競争入札	40件	指名競争入札	0件	随意契約	8件	合 計	48件	制限付一般競争入札	96.27%	指名競争入札	—	随意契約	96.23%	合 計	96.26%
制限付一般競争入札	40件																
指名競争入札	0件																
随意契約	8件																
合 計	48件																
制限付一般競争入札	96.27%																
指名競争入札	—																
随意契約	96.23%																
合 計	96.26%																

意見・質問等	回答等
<p>① 綱木水道施設第9次(舗装復旧)工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 再入札の案件ですが、各社、1回目の積算内訳書の直接工事費が同額となっていますが、2回目も同じでしょうか。 金額が同じなのは道路の舗装工事で積算が単調ということから一致しやすいということですか。一致する理由はどのような事が考えられますか。 再入札で1者だけ、1位が予定価格を下回り、2位、3位が同じですが、1回目の入札額は公表しないのですか。 業者は1回目の入札で予定価格より高かったから、2回目はそれぞれが引いて入札することになるので、業者は予定価格ギリギリ高いところで落としたいわけですから、落札率が高くなると思います。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事概要、入札方法、入札結果の説明(事務局) 本工事は、水道管敷設替に伴う舗装復旧工事であり、町内に本社がある「舗装」の登録業者で、規定による等級の者であることとして制限付一般競争入札を実施。入札参加者は3者で、落札率は99.71%。 再入札の時は、積算内訳を提出していただかないので、わかりません。 設計書を確認すると共に担当者に聞き取りを行っております。舗装工は単価に面積、数量を掛けて求めるものですので、比較的容易に求めることができると思います。また、積算システムの精度も上がっていると伺っていますので、近い数字になるものと考えます。 はい。公表はしません。入札した金額が予定価格に達していないことを伝え、再入札をお願いしています。
<p>② 町道平堀下広沢線道路改良工事</p> <ul style="list-style-type: none"> この案件も直接工事費が1者を除いて同額ですが、業者の設計額が揃うというのは、そこまで業者の積算制度が上がっているからなのですか。 数値や条件等、きちんとした単抜き設計書が示されていれば数字が揃うということですか。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事概要、入札方法、入札結果の説明(事務局) 本工事は、町道拡幅改良工事であり、町内に本社がある「土木一式」の登録業者で、規定による等級の者であることとして制限付一般競争入札を実施。入札参加者は5者で、落札率は94.67%。 各社から積算内訳を提出していただきますが、内訳書のほか明細書の添付があるものもごさいます。各社、それぞれ算出して提出していただいていますので、精度が上がっているものと考えます。 積算ではいくつかの条件を入力しますので、その一つでも違えば異なる答えになりますが、同じであれば同額か極めて近い数字になると思います。 決められた歩掛り、単価を使用し設計し、しっかりと設計書を示していれば、数字は揃ってくると思います。それが、標準歩掛りになかったり見積りを採用しているものは、近い数字にならないものもあります。 業者の金額が揃っていて、町の設計額が違っていると町の設計が誤っていたのではと心配することもあります。

意見・質問等	回答等
<ul style="list-style-type: none"> ・ そうなると、競争も諸経費の考え方になると思います。この規模の工事をBとCのランクの業者が競うとなかなかCランクが取るのが難しいと思います。いくら正しい積算工事費を算出しても諸経費の出し方で落札できないこととなります。企業の体力、大きい業者のところが勝っていくように思います。 ・ 阿賀町の落札結果は、この案件は落札率が95%を切っていますが、95%以上のものが多いです。最低制限価格は85%ですが、これは決められたもので、これ以上80%に下げることができませんか。 ・ 本当に受注したいときは、諸経費を頑張って下げる努力をしないと、落札できないということでしょうか。 ・ 外の業者であれば、請け負うものもあると思いますが、町発注工事は町の業者に請け負ってもらいたい。 ・ 制限はどのようにかけていますか。 ・ 去年は1者の入札も多かったように思いますが、今回はあまりなく、競争性が働いているように思いますが、何か要因はありますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最低制限価格は、工事については設計金額の内容によって直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費にそれぞれ一定の率を掛けて算出する基準があります。算出された基準の合計が予定価格に対して上限が90%下限が85%の範囲になるように設定することとなっています。 ・ 再入札でも、勝負は一般管理費の費用をどこまで抑えられるかになってくるものと思います。 ・ 制限付一般競争入札で地域要件を設けることが落札率を上げていることになっていることも考えられます。町外の業者も入札に参加させれば、最低制限価格ギリギリで受注する業者も現れ、落札率も下がるのではと思いますが、町の考え方は町内業者に発注できる態勢をつくるのが基本にあり、制限付一般競争入札を原則としています。 ・ 町発注工事なので町内業者を優先とし、特殊的な工事であれば新潟地域振興局管内とするなど、範囲を広げています。 ・ 今回の上期の発注状況は土木工事が多かったのですが、昨年度は、施設の設備の修繕、更新等の工事が集中し、その工事の内容ですと機械器具設置の工種になりますので、受注できる業者が限られるため、制限付き、手上げ方式で入札しますが、見積は複数から応じてもらえたが、入札では1者しか参加しないという結果が多くありました。
<p>③ 三川小・中学校トイレ改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 去年は衛生設備の製品が調達できないような話もありましたが、そのようなことはありませんか。 ・ 落札業者は一般管理費を頑張って抑えていることが見えます。そうしないと、落札できないということになると思います。今回の条件で3者以外に該当する業者はありますか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事概要、入札方法、入札結果の説明(事務局)本工事は、トイレの改修工事であり、衛生設備工事の割合が大きいことから、町内に本社又は営業所がある「管」の登録業者で、規定による等級の者であることとして制限付一般競争入札を実施。入札参加者は3者で、落札率は98.76%。 ・ この案件においては、そのような話は伺っておりません。除雪機械などの入札では、今年度中の納期では収めることが出来ないのでは、入札に参加できないなどということがありました。 ・ あります。競争性が働くように本社、営業所としています。

意見・質問等	回答等
<p>④ 阿賀津川中学校トイレ改修工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 前の工事と似た内容で参加業者も同じ3者です。前の工事のほうが改修箇所が多いですが、金額は、この工事の方が高い理由はなぜですか。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事概要、入札方法、入札結果の説明(事務局) 本工事は、トイレの改修工事であり、衛生設備工事の割合が大きいことから、町内に本社又は営業所がある「管」の登録業者で、規定による等級の者であることとして制限付一般競争入札を実施。入札参加者は3者で、落札率は96.56%。 改修箇所は前の工事の方が多いですが、それぞれの改修箇所の設備の内容、数量がこの工事の方が大きいいため金額が高くなっています。
<p>⑤ 町道黒谷線道路改良第6期工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 落札業者は現場管理費が非常に低いと思いますが、こんなに安くて大丈夫ですか。 各業者の積算内訳の金額は、軽量盛土工の防護柵工に違いがありますが、その他は大体同じです。軽量盛土工は、考え方等の数値の入れ方によって数量も多いから違いがでるのですか。 共同企業体の入札参加がありますが、Aランクの工事なのでBランクがまともであれば参加できるということですか。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事概要、入札方法、入札結果の説明(事務局) 本工事は、町道拡幅改良工事であり、町内に本社又は営業所がある「土木一式」の登録業者で、規定による等級の者であることとして制限付一般競争入札を実施。入札参加者は4者で、落札率は96.48%。 今回6期工事ですが、その前も同一業者が請け負っており、近接工事であることから低くすることができたのではないかと思います。 軽量盛土工の部材の単価が、それぞれ業者によって違いが見られます。そのことにより金額に差が生じているものと思います。 経常JVは、中堅建設企業が継続的な協業関係を確保することにより、その経営力、施工力を強化する目的で結成する共同企業体を言います。単体企業と同様に。県や町の入札参加資格申請時に経常JVとして結成し、有資格業者として登録されていることが必要です。経営事項審査上のランクを持ち合わせることで、そのランクの工事に参加することができることとなります。
<p>⑥ テレビサービス放送用電波変換装置更新工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 随意契約では100%に近い請負率が多いですが、この案件は92%台でとてもいいことだと思います。組合の方で努力されたということでしょうか。 	<ul style="list-style-type: none"> 工事概要、契約方法、結果の説明(事務局) 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により随意契約 <p>本工事は、テレビサービス放送用電波変換装置更新工事であり、他の既設の設備とも密接な関係があるため、当該設備の保守業務の委託業者以外が当該工事を実施した場合には、故障発生時の原因究明や修理等の対処が困難になるなど業務の履行に支障があることから、競争入札に付することが不利と認められるため。落札率は92.64%。</p> <ul style="list-style-type: none"> そのように理解しています。

意見・質問等	回答等
<p>⑦ 町道蟬ヶ平線舗装打換工事</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 請負率が100%ですが、関連工事で単純な舗装工事ということで100%になるんですか。 ・ 元々、安くしてあるのでギリギリのところで見積を出したということでしょうか。 <p>(3) 次回の審議事案抽出の当番委員について</p> <p>(4) 次回の委員会開催日程等について</p> <p>4. 閉会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事概要、契約方法、結果の説明(事務局) 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により随意契約 <p>本工事は、町道の舗装打換工事であり、施工中の補助事業の工事と近接箇所であることから一連で実施することで費用の縮減や工期の短縮が図られるため。落札率は100.00%。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諸経費調整を行ったうえで見積依頼しております。積算技術も向上しておりますので100%であったと思います。 ・ 舗装工事では交通規制をかける必要がありますが、異なる業者ですと調整が必要になります。同一業者ですと調整が不要になるためあらかじめ現場管理費を抑えることができるので有利となるものです。 <p>事務局より 順番に当番委員をお願いします。</p> <p>事務局より 昨年同様、3月下旬の開催を予定しております。近くなりましたら日程調整させていただきますので、よろしくをお願いします。</p> <p>本日の次第が全て終了したことにより閉会。</p>